

11月の相談

行政相談日

国の機関へ苦情や意見などがあつたら

【高宮会場】

☎19日(土)10:00～15:00

📍たかみや人権会館

■相談員/行政相談委員

※吉田(2日、17日)、八千代(21日)、の行政相談は、「くらし・心配ごと」の相談日と併設です。

☎総務課 Tel42-5611

安全相談

くらしの安全相談など

毎週月曜～金曜8:30～17:15

■相談員/危機管理室職員

📍・📍危機管理室
Tel42-5625

消費生活相談

商品購入契約のトラブルや架空請求・多重債務など

毎週水・金曜日9:30～16:30

■相談員/消費生活相談員

※水・金曜日以外は市民生活課で対応
📍・📍市民生活課市民生活係
Tel42-1143

高齢者相談

高齢者の生活支援や介護上の困りごとなど

毎週月曜～金曜8:30～17:15

📍・📍高齢者支援センター
Tel47-1281

児童・母子家庭相談

児童(18歳未満)の成長発達・不登校の問題・育児上の困りごと・母子家庭の相談など

毎週月曜～金曜8:30～17:15

📍・📍子育て支援課(子育て支援センター)
Tel47-1283

健康相談

医療保健・予防接種・健診・栄養・健康などに関すること

毎週月曜～金曜8:30～17:15

📍・📍保健医療課
Tel42-5633

障がい者相談

身体障がいや知的障がいのある方の生活上の困りごとなど

📍・📍生活支援センターもやい
Tel45-2320

精神障がいのある方の生活上の困りごとなど

📍・📍清風会つぼみ
Tel47-2092

「該当するかも?」と思ったら、まずはお気軽にご相談ください

障害のため特別な介護が必要な人やその家族に手当を支給しています。障害の程度、所得制限、在宅であることなどの支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。

児童扶養手当

対象:父または母が重度の障害の状態にある世帯で、児童を養育する保護者(祖父母を含む親族など)
※月額 41,550円(基本額)

特別児童扶養手当

対象:20歳未満の障害児を監護する人
※月額1級 50,550円 2級 33,670円
注)児童扶養手当・特別児童扶養手当の問い合わせは、子育て支援課
☎47-1283まで。

障害児福祉手当

対象:20歳未満の障害児で常時特別な介護を要する人
※月額 14,330円

特別障害者手当

対象:20歳以上の障害者で常時特別な介護を要する人
※月額 26,340円

在宅障害者介護手当

対象:20歳以上65歳未満の重度障害者を在宅で介護している家族
※月額 5,000円
※特別障害者手当と在宅障害者介護手当は併給できません。

注)障害児福祉手当・特別障害者手当・在宅障害者介護手当の問い合わせは、社会福祉課 ☎42-5615まで。

県警メールマガジンへの入会案内

安芸高田警察署 ☎47-0110

身近な犯罪が後を絶たないことから、犯罪情報をいち早く知ることが大切です。安芸高田市も、犯罪情報をメールで配信していますが、情報は多いに越したことはありません。

広島県警察のメールマガジンは、
①子ども・女性対象事件、不審者情報
②防犯情報
③県警からのお知らせ
が配信されます。
入会はこちらから ↓↓
touroku@anzen.police.pref.hiroshima.jp

光ネットワーク整備事業について

情報政策課 ☎42-5627

現在、光ファイバーを設置するため市内各地域で、電柱調査を実施しています。

この調査が終了致しましたら、光ファイバー(約900km)を市内に張り巡らす工事の着手に向けて準備を進めてまいります。

この準備の一環として、インターネット等の利用状況アンケートを予定していますので、ご協力をお願いします。

また、事業内容の住民説明会の開催を予定していますので、日程等が決まりましたらお知らせ致します。
※光ネットワーク整備事業については来月(12月号)で詳しくお知らせします。

※光ネットワーク整備事業とは?

安芸高田市内へ光ファイバー(約900km)を張り巡らし、市内にある、老朽化した農協有線放送及び防災無線の設備の代替として、各家庭にI P告知端末の設置を計画しています。

各家庭に専用端末を配布して、行政・防災情報などのお知らせを提供する予定です。

また、高速インターネット環境等のサービスを提供していきます。

「正しいラジオ体操」参加者募集!!

安芸高田市吉田運動公園 ☎42-1010

全国的にも再び注目を集め、見直されている「ラジオ体操」。誰もが知っている「ラジオ体操」。しかし、本当に正しく「ラジオ体操」を行えているでしょうか。

もう一度「ラジオ体操」の正しい動作を再確認し、日々の体力づくりや健康の維持・増進に役立ててみませんか。

ラジオ体操指導員がひとつひとつ分かりやすく説明します。

☎11月19日(土) 9:00～10:00
(8:30～9:00受付)

📍安芸高田市吉田運動公園体育館

【参加料】 無料

☎11月15日(火)までに安芸高田市吉田運動公園へ直接またはお電話でお申し込みください。

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額(給与から天引きされた金額も該当します)です。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険、厚生年金保険など)は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間(1月1日から12月31日まで)に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

平成17年3月に所得税法等の改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類(控除証明書や領収証書)の添付等が義務付けられました。

なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市区町村民税の申告を行う場合には、市区町村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

社会保険料控除証明書を毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。

大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

過去に滞納などがある方も控除を受けられます

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。

お問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先まで。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.ge.jp/

11月の相談

くらし・心配ごと

心配ごと相談・行政相談・人権相談

【吉田】

☎2日(水)17日(木)10:00～15:00

📍・📍吉田人権会館 Tel42-2826

【高宮】

☎8日(火)・22日(火)18:00～20:00

■予約/相談日の5日前まで

📍・📍たかみや人権会館 Tel57-1330

☎・📍15日(火)9:00～12:00

老人福祉センター 福寿荘

📍社会福祉協議会高宮支所

Tel57-2941

【八千代】

☎・📍21日(月)13:00～15:00

八千代保健センター

📍社会福祉協議会八千代支所

Tel52-2941

【美土里】

☎・📍17日(木)9:00～12:00

美土里山村開発センター

📍社会福祉協議会美土里支所

Tel59-2941

【甲田】

☎・📍28日(月)13:30～15:30

ふれあいセンターこうだ

📍社会福祉協議会 Tel45-2941

【向原】

☎・📍8日(火)9:00～11:00

安芸高田市役所向原支所

📍社会福祉協議会向原支所

Tel46-2941

弁護士相談

予約制 弁護士が相談に応じます

☎11月16日(水)13:00～16:00

📍吉田老人福祉センター

■予約/11月1日(火)から

📍社会福祉協議会Tel45-2941

☎12月7日(水)13:00～16:00

📍美土里山村開発センター

■予約/11月15日(火)から

📍社会福祉協議会 Tel45-2941